

労働基準関係法令違反に係る公表事案

茨城労働局

最終更新日：令和6年9月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)郡司組	茨城県笠間市	R5.10.3	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生施行令第6条 労働安全衛生規則第517条の4	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を選任していなかったもの	R5.10.3送検
ペイントクリエイティブ オブ ホーム	千葉県柏市	R5.10.10	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条	足場に安全に昇降するための設備を設置していなかったもの	R5.10.10送検
(株)丸正興運	茨城県ひたちなか市	R6.1.25	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生施行令第20条	機体重量3トン以上の解体用つかみ機の運転の業務に、法定の運転資格のない労働者を就かせたもの	R6.1.25送検
丸和工業(株)	埼玉県北本市	R6.2.15	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ2メートル以上の開口部で、囲い等の墜落防止措置を講じずに下請人の労働者に作業を行わせたもの	R6.2.15送検
(株)サンコー緑地建設	茨城県古河市	R6.2.20	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.2.20送検
(株)石川建装	茨城県古河市	R6.2.20	最低賃金法第4条	労働者1名に1か月分の賃金約12万円を支払わなかったもの	R6.2.20送検
日鉄ステンレス(株)	東京都千代田区	R6.3.15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	労働者が鋼板加工機械で発生した不具合の調整作業を行う際、当該機械の運転を停止させなかったもの	R6.3.15送検
個人事業主	茨城県桜川市	R6.3.19	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生施行令第20条	最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転の業務に、法定の運転資格のない労働者を就かせたもの	R6.3.19送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
合同会社あすなる	茨城県龍ヶ崎市	R6.6.13	労働基準法第24条	労働者1名に対し、1か月部の賃金約30万円を、法定の除外事由がないにもかかわらず、所定期日に支払わなかったもの。	R6.6.13送検
啓幸カンパニー 住建メリット	茨城県水戸市	R6.6.19	最低賃金法第4条	労働者1名に対し、4か月分の賃金約72万円を支払わなかったもの。	R6.6.19送検
株式会社Bellazza	茨城県土浦市	R6.6.19	最低賃金法第4条	労働者4名に対し、2か月分の定期賃金約98万円を支払わなかったもの。	R6.6.19送検
個人事業主	茨城県古河市	R6.8.19	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の73	荷物を荷台に乗せておりのある貨物自動車を走行する際、貨物自動車の荷台上で動揺により墜落するおそれがある箇所に労働者を乗せたもの。	R6.8.19送検
片山特殊鍛工(株)	茨城県坂東市	R6.8.28	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第147条第1項	鍛造プレスで原材料を成型する作業を行わせるに、労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるにもかかわらず安全装置を設けていなかったもの。	R6.8.28送検
エムエムブリッジ(株)	広島県広島市	R6.9.19	労働安全衛生法第31条第1項 労働安全衛生規則第653条第2項	複数の関係請負人の労働者に作業を行わせるのに、労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと。	R6.9.19送検
植田建設工業(株)	大阪府大阪市	R6.9.19	労働安全衛生法第20条第1号 労働安全衛生規則第194条の17 労働安全衛生法第21条第2項 労働安全衛生規則第526条第1項	高所作業車の用途外使用を行っていたこと及び労働者が安全に昇降するための設備等を設けていなかったこと。	R6.9.19送検